**平成２４年（フ）第４８８号**
名古屋市北区杉栄町２丁目36番地
債務者　日置　雄也
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２６０号**
神戸市中央区花隈町５番21―418号、従前の住所兵庫県明石市二見町西二見89番地の２
債務者　髙橋　純子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第３２９号**
神戸市中央区古湊通２丁目２番10号　ＧＳハイム高速神戸706、従前の住所神戸市兵庫区湊町３丁目２番９号
債務者　杉山　吉光
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第３６２号**
神戸市兵庫区西上橘通２丁目３番９号　カサダイフク301号
債務者　白石　　勝
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１１０号**
長崎県長崎市磯道町1007番地
債務者　川端ツギノ
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第４２２号**
名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘６棟303号
債務者　明嵐　甚隆
法定代理人成年後見人　明嵐　利男
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１７５号**
栃木県宇都宮市塙田５丁目２番51号　グリーンハイツ306号
債務者　高橋　恒男
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第１８６号**
栃木県日光市清滝中安戸町251番地３　清和寮514号、前住所栃木県日光市清滝丹勢町610番地　社番58号
債務者　大森　世久
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第２１０号**
栃木県宇都宮市下田原町3619番地
債務者　饗庭　治江
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第２１８号**
栃木県鹿沼市貝島町652番地　貝島町東市営住宅１号棟15号室
債務者　矢口　英夫
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第２２１号**
栃木県塩谷郡高根沢町光陽台１丁目６番地10　アルファハイム105号室、前住所栃木県那須烏山市野上877番地27
債務者　齋藤　武明
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第２０３号**
栃木県栃木市大平町富田77番地11
債務者　平井　初江
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第２１６号**
栃木県宇都宮市御幸町45―２　ハイム88Ｄ105、住民票上の住所栃木県宇都宮市下岡本町4223番地　五月女コーポ101
債務者　徳原知加子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第１９１号**
岡山市南区泉田445番地１　ヴァンテ・アン泉田207
債務者　千場　哲己
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１６０号**
栃木県那須塩原市二区町403番地16
債務者　諏訪美咲恵
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第２１９号**
栃木県宇都宮市細谷町430番地100　第３グリーンハイツ10号
債務者　黒川　玲子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係